

岡崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時において、市民等の健康を保護し、生活環境を保全するために行う市長の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予報等の発令)

第2条 市長は、愛知県（以下「県」という。）から光化学スモッグ予報、同注意報、同警報及び同重大警報（以下「予報等」という。）が発令されたときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

(予報等の解除)

第3条 市長は、県から予報等の解除の通知を受けたときは、予報等の発令の場合に準じた措置を採るものとする。

(周知)

第4条 市長は、光化学スモッグの予報等が発令又は解除されたときは、別表に定めるところにより、各担当部署に周知し、必要な協力を要請するものとする。

(被害通報に対する措置)

第5条 市長は、光化学スモッグが原因とされる被害が発生した旨の通報を受けたときは、別に定める岡崎市光化学スモッグ保健対策要領により、被害状況の調査等を実施するものとする。

(事務局の設置)

第6条 市長は、事務局を環境保全課に設置し、関係機関の協力を得て必要な体制を整えるものとする。

(適用区域)

第7条 この要綱の適用区域は、岡崎市（都市計画区域内に限る。）の区域とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

岡崎市光化学スモッグ緊急時関係機関への周知先及び協力要請事項

関係機関		周知先及び協力要請事項	FAX	看板
部	課			
総合政策部	秘書課	・庁内放送	○	
	広報課	・報道機関への連絡	○	
総務部	庁舎車両管理課	・看板の掲示、撤去（西庁舎、東庁舎）	○	○
市民安全部	防災課	・防災緊急メール「防災くん」への発信（注意報以上） ミクスネットワークのL字テロップシステム挿入 防災ラジオへの挿入（警報以上）	○	
	支所	・看板の掲示、撤去 6支所【岡崎支所はシビックセンターで対応】	○	○
社会文化部	文化振興課	・看板の掲示、撤去（シビックセンター、せきれいホール） 【岡崎城、三河武士のやかた家康館は岡崎公園で対応】	○	○
	スポーツ振興課	・看板の掲示、撤去（岡崎市体育館、花園体育センター） ・周知FAXのみ（その他体育館）	○	○
	生涯学習課	・看板の掲示、撤去（支所併設市民センター（南部・大平・東部・六ッ美）、北部・西部地域交流センター（なごみん・やはぎかん）、図書館交流プラザ（りぶら）） ・周知FAXのみ（他4市民センター、他3地域交流センター、額田図書館）	○	○
	地域文化広場	・看板の掲示、撤去 ・こども美術博物館への周知	○	○
	美術館 美術博物館	・周知FAXのみ	○	
福祉部	地域福祉課	・周知FAXのみ（旧岡崎市保健センター）	○	
	障がい福祉課	・周知FAXのみ（福祉の村）	○	
	長寿課	・周知FAXのみ（高齢者センター岡崎、花園高齢者生きがいセンター、5地域福祉センター、ふれあいデイサービスセンター）	○	
保健部	保健企画課	・周知FAXのみ（墓園管理事務所、斎場）	○	
	保健衛生課 （げんき館）	・看板の掲示、撤去 ・保健体制、被害調査 ・医師会への周知	○	○
こども部	こども育成課	・周知FAXのみ（こどもの家、児童育成センター）	○	
	保育課	・周知FAXのみ（保育園、幼稚園、こども園、総合子育て支援センター）	○	
	こども発達相談センター	・看板の掲示、撤去	○	○
環境部	環境政策課	・看板の掲示、撤去（おかざき自然体験の森、こども自然あそびの森）	○	○
	環境保全課	・市関係施設への周知（FAX、庁内掲示板等による） ・関係機関へ協力要請 ・報道発表対応	○	
	総合検査センター	・大気中におけるオキシダント濃度の測定、監視	○	
経済振興部	商工労政課	・周知FAXのみ（産業人材支援センター）	○	
	農務課	・周知FAX（おかざき農遊館、ふれあいドーム、藤川宿、農業支援センター）	○	

都市基盤部	公園緑地課	・看板の掲示、撤去 (東公園、休日は動物総合センターが対応)	○	○
保健部	動物総合センター			
岡崎市民病院	総務課	・看板の掲示、撤去(岡崎市民病院)	○	○
消防本部	共同通信課	・休日に発令された場合は共同通信課へFAX→環境保全課へ情報伝達。各消防署本書、分署及び出張所への連絡		
	総務課	・周知FAXのみ(分署、出張所)	○	
上下水道局	水道浄水課	・周知FAXのみ(仁木浄水場、男川浄水場)	○	
教育委員会事務局	教育政策課	・周知FAXのみ(東部学校給食センター)	○	
	学校指導課	・周知FAXのみ(岡崎市立小中学校、教育相談センター、総合学習センター、少年自然の家)	○	
	社会教育課	・周知FAXのみ(旧本多忠次郎邸)	○	
その他	看護専門学校	・周知FAXのみ	○	
	一般社団法人岡崎パブリックサービス	・看板の掲示、撤去(岡崎公園、岡崎南公園、中央総合公園、奥殿陣屋) ・周知FAXのみ(市民会館、甲山会館、甲山閣、竜美丘会館)	○	○
	岡崎市社会福祉協議会	・周知FAXのみ(社会福祉センター、サービスセンター)	○	
	教育関係	・周知FAXのみ(岡崎市立以外の小・中学校、私立高校・大学等、児童クラブ)	○	

※ 周知FAXは、光化学スモッグ予報等の発令・解除時に環境保全課から周知するFAXのこと

※ 放送設備のある施設は、必要に応じて放送による周知を実施

※ 施設の休館日の対応は不要